

短期入所生活介護における長期利用の適正化について

1 長期利用の適正化について

短期入所生活介護における長期利用は、施設と同様の利用形態となっていることから、居宅に戻ることなく自費利用を挟み同一事業所を連続して60日を超えて利用する場合、その超えた日から介護福祉施設サービス費と同単位数を算定することとなります。

なお、介護予防短期入所生活介護においても、長期利用の適正化が新設され、居宅に戻ることなく自費利用を挟み同一事業所を連続して30日を超えて利用する場合、その超えた日から所定の単位数を算定することとなります。

<短期入所生活介護>

| (要介護3の場合) | 単独型 | 併設型 | 単独型ユニット型 | 併設型ユニット型 |
|-----------------------------|-------|----------|----------|----------|
| 基本報酬 | 787単位 | 745単位 | 891単位 | 847単位 |
| 長期利用減算適用後 (31日～60日) | 757単位 | 715単位 | 861単位 | 817単位 |
| 長期利用の適正化 (61日以降) | 732単位 | 715単位(※) | 815単位 | 815単位 |
| (参考)介護老人福祉施設 | 732単位 | | 815単位 | |

※併設型は、すでに長期利用者に対する減算によって介護老人福祉施設サービス費以下の単位数となっているため、更なる単位数の減は行わない。

<介護予防短期入所生活介護>

| 要介護区分 | 単位数 |
|-------|------------------------------------|
| 要支援1 | (ユニット型)介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の75/100 |
| 要支援2 | (ユニット型)介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の93/100 |

2 よくあるお問い合わせ

Q 1 長期利用適正化の日数をカウントする際は、31日目の自費の日を含むのか。

A 1 含む。

Q 2 60日を超える長期利用に対する自費利用日について、費用はどのように決めればいいのか。

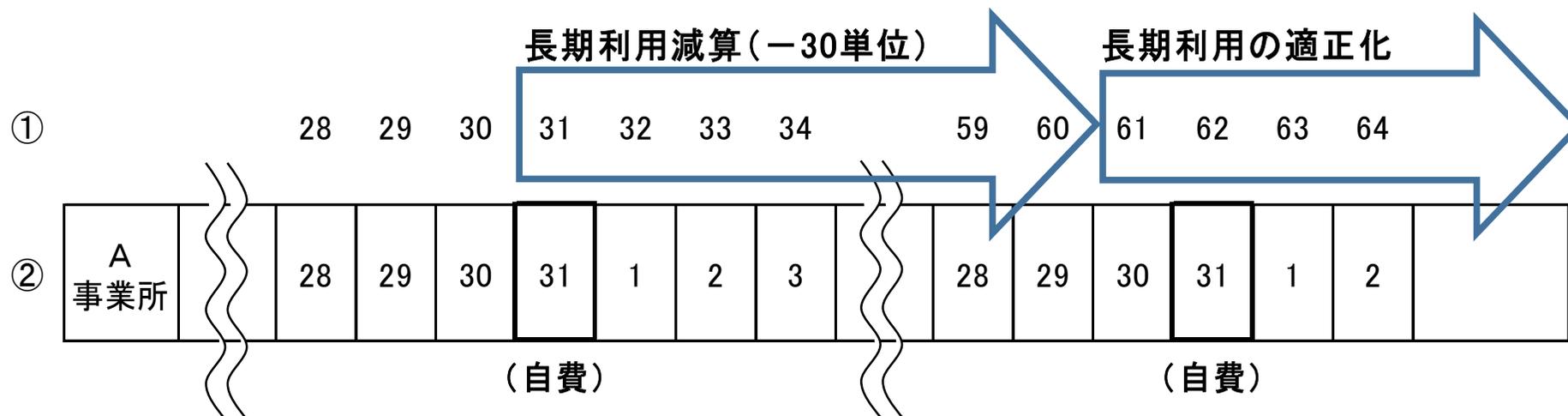
A 2 自費利用する日の取扱いについては、事業所と利用者との取決めによる。

Q 3 61日目以降は長期利用減算（1日－30単位）を行うのか。

A 3 減算は行わない。長期利用の適正化について、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位とすることとされているため、減算は行わず、長期利用の適正化の単位数を算定することとなる。

※ 長期利用の適正化の単位数を算定のうえ、誤って長期利用減算を行なった場合、返戻や請求エラーにはならず請求が通ってしまいます（国保連合会へ確認済み）。請求誤りがある場合は過誤調整での対応が必要となりますのでご注意ください。

長期利用の適正化の請求について



- ① 自費利用日を挟み、同一事業所を連続30日および60日を超えて利用している場合のカウント
- ② 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合のカウント（自費の日を挟むことで連続が途切れるため、自費の日の次の日から再カウントする）

- ・ 自費の日・・・入所して 31 日目と 62 日目
- ・ 長期利用減算の期間・・・入所して 31 日目から 60 日目まで（ただし 31 日目は自費の日）
- ・ 長期利用の適正化・・・入所して 61 日目以降（ただし 62 日目は自費の日）

短期入所生活介護における長期利用者に関わる請求について

短期入所生活介護における長期利用者への請求について市に寄せられる質問が多いことから、改めて長期利用者への請求について様々な例をもとにまとめました。詳細は以下のとおりです。

なお、同一事業所の利用が連続60日を超える長期利用の適正化の場合も以下の考え方と同様となります。

(表中の記号)

(1) : 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合の短期入所生活介護費

(2) : 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所へ入所している場合の減算および

連続して60日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所へ入所している場合の長期利用の適正化

(3) : 連続して30日を超えて同一の指定介護予防短期入所生活介護事業所へ入所している場合の長期利用の
適正化

①同一の事業所に連続して入所している場合(31日目自費)

| | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
|---|----|----|----|------------|----|----|----|
| A | 28 | 29 | 30 | 31 (自費) | 1 | 2 | 3 |

- (1): 31日目を自費とすることで連続が途切れるため、32日目を第1日目として再カウントする。
- (2): 31日目から減算となり、61日目から長期利用の適正化の単位数を算定する。
- (3): 31日目から長期利用の適正化の単位数を算定する。

②同一の事業所に連続して入所している場合(29日目自費)

| | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
|---|----|------------|----|----|----|----|----|
| A | 28 | 29 (自費) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

- (1): 29日目を自費とすることで連続が途切れるため、30日目を第1日目として再カウントする。
- (2): 31日目から減算となり、61日目から長期利用の適正化の単位数を算定する。
- (3): 31日目から長期利用の適正化の単位数を算定する。

③同一の事業所を退所し、再び入所する場合(30日目退所、31日目再入所)

| | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
|---|----|----|----|-------------|----|----|----|
| A | 28 | 29 | 30 | 31 (再入所) | 1 | 2 | 3 |

- (1): 31日目を自費とすることで連続が途切れるため、32日目を第1日目として再カウントする。
- (2): 31日目から減算となり、61日目から長期利用の適正化の単位数を算定する。
- (3): 31日目から長期利用の適正化の単位数を算定する。

④同一の事業所を退所し、再び入所する場合(29日目退所、30日目再入所)

| | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
|---|----|----|----|------------|----|----|----|
| A | 28 | 29 | 30 | 31 (自費) | 1 | 2 | 3 |

- (1): 31日目を自費とすることで連続が途切れるため、32日目を第1日目として再カウントする。
- (2): 31日目から減算となり、61日目から長期利用の適正化の単位数を算定する。
- (3): 31日目から長期利用の適正化の単位数を算定する。

⑪A事業所を退所し、翌日にB事業所に入所する場合(31日目退所、32日目入所)

| | | | | | | | | |
|---|--|----|----|----|------|----|----|----|
| | | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
| A | | 28 | 29 | 30 | 31 | | | |
| | | | | | (退所) | | | |
| B | | | | | | 1 | 2 | 3 |
| | | | | | (入所) | | | |

- (1): A事業所の31日目が自費となり、B事業所の初日を第1日目として再カウントする。
- (2): 減算は生じない。
- (3): 長期利用の適正化の単位数は算定しない。

⑫A事業所を退所し、同日にB事業所に入所する場合(30日目退所、31日目入所)

| | | | | | | | | |
|---|--|----|----|-------|----|----|----|----|
| | | 28 | 29 | 30・31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
| A | | 28 | 29 | 30 | | | | |
| | | | | (退所) | | | | |
| B | | | | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | | | | (入所) | | | | |

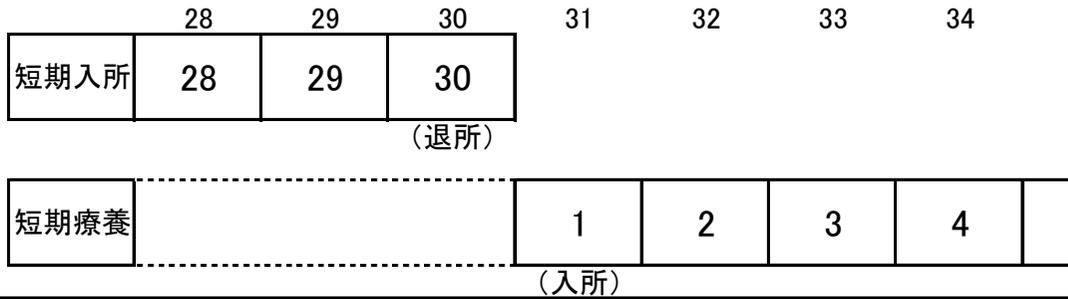
- (1): B事業所の初日が31日目となるため自費となり、32日目を第1日目として再カウントする。
- (2): 減算は生じない。
- (3): 長期利用の適正化の単位数は算定しない。

⑬A事業所を退所し、同日にB事業所に入所する場合(31日目退所、32日目入所)

| | | | | | | | | |
|---|--|----|----|----|-------|----|----|----|
| | | 28 | 29 | 30 | 31・32 | 33 | 34 | 35 |
| A | | 28 | 29 | 30 | 31 | | | |
| | | | | | (退所) | | | |
| B | | | | | | 1 | 2 | 3 |
| | | | | | (入所) | | | |

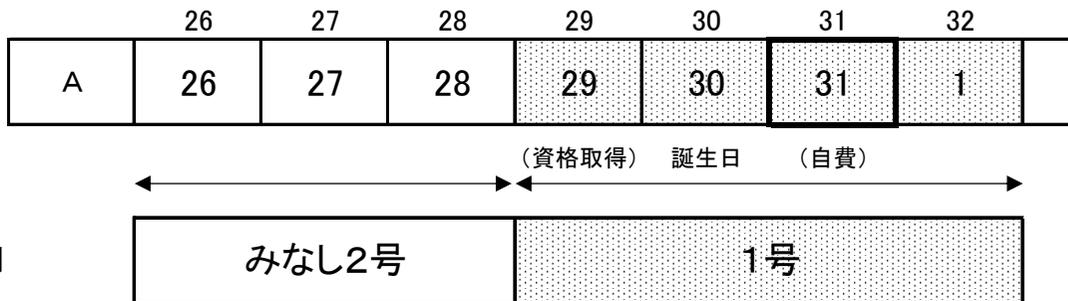
- (1): A事業所の31日目が自費となり、B事業所の初日を第1日目として再カウントする。
- (2): 減算は生じない。
- (3): 長期利用の適正化の単位数は算定しない。

⑭短期入所生活介護事業所を退所し、翌日に短期入所療養介護事業所に入所する場合



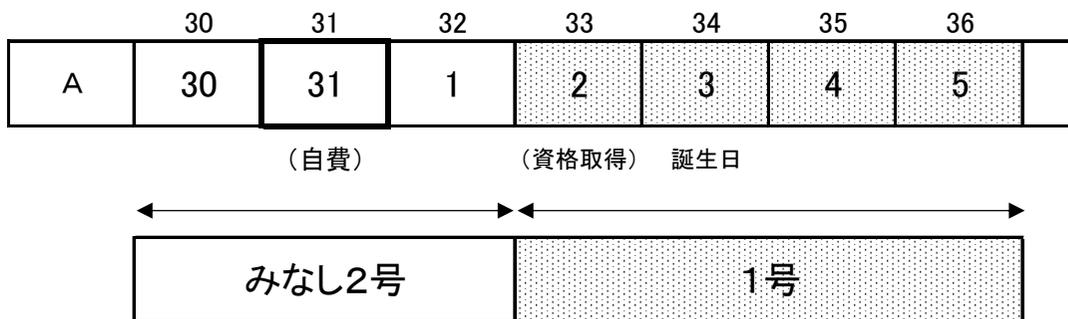
- (1): サービスが異なるので連続してカウントはせず、短期入所療養介護事業所に入所した日を第1日目としてカウントする。
- (2): 減算は生じない。
- (3): 長期利用の適正化の単位数は算定しない。

⑮同一の事業所に入所している場合で、入所時はみなし2号被保険者であったが、入所中に65歳の誕生日が到来した場合 ※入所から31日目より前に到来



- (1): 31日目を自費とすることで連続が途切れるため、32日目を第1日目として再カウントする。
- (2): 31日目から減算となり、61日目から長期利用の適正化の単位数を算定する。
- (3): 31日目から長期利用の適正化の単位数を算定する。

⑯同一の事業所に入所している場合で、入所時はみなし2号被保険者であったが、入所中に65歳の誕生日が到来した場合 ※入所から31日目以降に到来



- (1): 31日目を自費とすることで連続が途切れるため、32日目を第1日目として再カウントする。
- (2): 介護保険請求においては33日目から減算となり、61日目から長期利用の適正化の単位数を算定する。
- (3): 介護保険請求においては33日目から長期利用の適正化の単位数を算定する。

※⑮・⑯は介護保険請求における考え方です。みなし2号の間の請求や減算・長期利用適正化については保護課へご確認ください。

注 1) : 短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等した日および退所等した日の両方を含む。

注 2) : 31 日目と 62 日目が自費の日にあたる場合は、減算や長期利用適正化の算定は行わず、費用は事業所と利用者との取決めによる。